

男女平等・共同参画「都市宣言」の策定について

1 背景

1999（平成11）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けている。国・県においては、「男女共同参画基本計画（第2次）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「次世代育成支援対策推進法」などの法制度の整備を中心に男女共同参画の実現に向けた様々な取組みが進められている。

2 高岡市の現状、課題

(1) 高岡市においては、男女共同参画社会の実現は、国、地方公共団体及び全国民に等しく課せられた責務であることを認識し、高岡市においても、市民の積極的な活動と働きかけのもとに、市議会はじめ市民・事業者の理解・協力により、本市における男女平等・共同参画にかかる男女平等推進条例の制定、男女平等推進プランの策定及び男女平等推進センターの設置等、基本施策や施設の整備を進めてきている。

(2) 少子高齢化、核家族化、国際化など社会情勢の変化や市民のライフスタイル・価値観が多様化する中で、性別による役割分担の意識は今なお残っている。

政策・方針決定過程への参画や職場での登用及び賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など、真の男女平等・共同参画とは言えない社会制度や慣行の解消に努めることは重要かつ急務となっている。

3 高岡市の目標

本市においては、今後一層進む少子高齢化等社会経済情勢の変化に対応して、将来にわたり豊かで活力あるまちであるために、男女が性別にかかわりなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女平等と男女共同参画の実現を図ることが重要であり、行政、市民、事業者等が一体となって日本国憲法に保障されている男女平等の社会の形成に向けての取組を総合的、計画的に推進していくこととしている。

4 宣言スタイル(案)

パターン1（本文）	パターン2（前文+本文）
<p>(高岡市)男女平等・共同参画都市宣言</p> <p>わたしたちは、 (高岡市は、) (わたしたち高岡市民は、)</p> <p>、 、 。</p> <p>。</p> <p>ここに、「男女平等・共同参画都市」(とすること・なること)を宣言します。</p> <p>年 月 日 (富山県)高岡市</p>	<p>(高岡市)男女平等・共同参画都市宣言</p> <p>わたしたちは、 (高岡市は、) (わたしたち高岡市民は、)</p> <p>、 、 。</p> <p>ここに、「男女平等・共同参画都市」(とすること・なること)を宣言します。</p> <p>1 1 1 1</p> <p>年 月 日 (富山県)高岡市</p>
<p>参考資料の都市</p> <p>大野城市(5P)・加賀市(6P)・北本市(8P) 四日市市(9P)・八女市(10P)・ 栃木市(11P)・砺波市(12P)・ 旧富山市、旧小杉町(13P)</p>	<p>参考資料の都市</p> <p>東大和市(4P)・越前市(7P)</p>

5 宣言の表現の考え方

- ・分かりやすく親しみやすい表現であること。
- ・肯定的な表現であること。
- ・全市民の継続的な達成目標の表現であること。
- ・音読した時に心地よく、実践意欲を喚起するような目標表現であること。